

音羽女子学生会館 入館要綱

入館資格

以下の条件を満たし、且つ当会館が入館を認めた者に限ります。

- (1)契約開始時に満15歳以上で26歳を超えない女子（契約時に15歳未満または26歳を超える場合で貸主の承諾があった女子を含む）
- (2)大学院・大学・短期大学・高校及びこれに準ずる学校に在学中又は新たに入学する者で、当会館が適当と認めた者
- (3)就業（アルバイトを除く。）していない者
- (4)健康で共同生活に耐えうる者
- (5)当会館の館内規則を遵守できる者

申込方法

所定の入館申込書に必要事項を記入の上、申込金を添えてお申込みください。

- (1)申込みは郵送又は来館いずれでも可能です。郵送の場合、申込金は現金書留で納入してください。
- (2)申込金は入館手続完了の際、入館費に繰入れます。
- (3)申込金は、申込みの取り消しや入館資格の欠格により入館しない場合でも原則として返金いたしません。

入館手続

下記の手続を経て入館確定となります。お申込みだけでは入館許可とはなりません。

- (1)入館申込書の受付
- (2)学校の決定

進学予定者の方は、学校決定次第、すみやかに当会館管理事務室にご連絡ください。（電話も受け付けます）

- (3)入館手続書類提出

学校決定後、入館に必要な書類を郵送いたします。

以下の入館手続の書類は早めに提出し、手続を入館予定の2週間前までに完了してください。

特別な事情により手続が遅れる場合は、その旨を当会館管理事務室に連絡し許可を得てください。

- ① 音羽女子学生会館入館誓約書
- ② 定期建物賃貸借（定期借家）契約書
- ③ 定期建物賃貸借（定期借家）契約についての説明書
- ④ 原状回復等負担細則
- ⑤ 入館者原票
- ⑥ 外泊承認先住所録
- ⑦ 銀行口座振替依頼書
- ⑧ 健康診断書
- ⑨ 食事要綱
- ⑩ 入館者の入学許可証、在学証明書（学生証）または合格通知のいずれかのコピー
- ⑪ 入館者の写真 縦35mm×横25mm 1枚。
- ⑫ 印鑑登録証明書 ※契約者及び連帯保証人
- ⑬ 収入証明（源泉徴収票・納税証明等） ※契約者及び連帯保証人

- (4)連帯保証人

契約には、連帯保証人の署名・捺印が必要となります。連帯保証人は、契約者の扶養家族以外の方に限ります。

- (5)入館審査・入館決定・部屋の決定

①上記手続が完了し入館審査の結果、入館が決定します。審査の結果、入館出来ない場合があります。

②入館決定次第、当会館にて部屋割りを実施し入居室を決定します。

③申込書や入館手続書類に不備又は虚偽の記載があった場合、入館資格に欠けていた場合、その他当会館が不適当と認めた場合は入館できません。

④入居日までに、入館費、保証金、初月賃料等が納入されない場合も入館をお断りし契約を解除いたします。

- (6)費用の納入

①入館費、保証金のほか、賃料、管理費、水道光熱費、電話基本料、食費の入館月の日割り金額及び翌月1ヶ月分を入館手続き案内書の発行日より10日以内に銀行振込によって納入してください。

②入館後の賃料、管理費等の費用は毎月25日に入館時に新設した個人預金口座より自動引落としとなります。

③諸費用は諸般の事情により予告なく変更する場合があります。

- (7)入館費等の振込先

三井住友銀行大塚支店 普通預金 口座番号1143931 口座名：株式会社雅玖仁

館 費

(1)入館費

①入館費は納入後は返却しません。

(2)保証金

①入館期間中無利息でお預りし、契約終了より 2 ヶ月後の月末に未納賃料等の精算金及び室内原状回復費を差し引いた金額をお返しします。

(3)賃料

- ①賃料は保証金の金額により 2 通りの金額でご契約頂けます。
②賃料は、年間費用を一括して納入することもできます。
③分納の場合は 1 ヶ月分（当月 1 日より当月末日迄）を管理費、水道光熱費、電話料、食費と共に前納して頂きます。
④賃料は勉強机・洗面設備・ベッド・洋服ダンス等の使用料を含みます。
⑤楽器持込の居室は 8 階～ 9 階及び 7 階の一部になります。
賃料は同額です。

(4)管理費

- ①管理費は年間費用を一括して納入する事もできます。
②建物運営費の他、建物維持管理費（エレベーター等設備の保守費用）、共用施設の使用料等の費用です。

(5)水道光熱費

①賃料と併せて月額一括でお支払い頂きます。

(6)電話料

①基本料金は定額とし、利用料金と併せて毎月お支払い頂きます。

(7)1月に満たない賃料等（賃料・管理費・水道光熱費・電話基本料・食費）

- ①契約開始した月の賃料等は、その月の日数により日割り計算しご請求します。翌月の賃料等 1 か月分と合わせて、契約開始前までにご入金頂きます。
②契約終了月の賃料等は、入居日数に関わらず 1 ヶ月分をご負担頂きます。
③賃料等は、休暇等により不在の場合も、当該 1 ヶ月分（当月 1 日より当月末日迄）を納入して頂きます。

(8)食事

- ①1 日 2 食（朝食・夕食）についてレストランの利用を申請することができ、食費は 17,000 円（消費税込）/月とします。
②支払日は毎月 25 日（金融機関の休日の場合は翌営業日）に別途締結済の賃貸借契約に基づく賃料等と同時に自動振替します。
③提供日は日曜日～金曜日、土曜・祝日・年末年始・夏期休暇はお休みです。
④毎月定額での契約となります。

(9)インターネット

- ①管理事務室でお申込頂きます。
②お支払いは NTT に個々におこなって頂きます。

<音羽女子学生会館の館費>

入館申込金	50,000円 ※契約後入館費に充当
入館費 (非課税)	1年契約:150,000円 2年契約:200,000円
保証金	A 契約:900,000円 B 契約:200,000円
月額賃料 (非課税)	A 契約:54,000円 ～57,000円 B 契約:64,000円 ～67,000円
管理費	月額19,500円(非課税)
水道光熱費	月額9,500円(税込)
電話基本料	月額1,500円(税込)
食費	月額17,000円(税込)
再契約料	60,000円(非課税)
原状回復費	30,000円(税込)

入 館

- (1)入居日が決まり次第、すみやかに当会館管理事務室へ連絡してください。連絡は入居日の 1 週間前までに連絡してください。
(2)3 月の入居は最終の土曜日以降とし、それ以前の入居は原則できません。
(3)入館前に館内規則を良く読み、入居に備えてください。持ち込める家具や家電にも制限があります。

退 館

- (1)退館日の 3 ヶ月前までに所定の用紙（保護者の承諾が必要です）によってご提示ください。但し、3 ヶ月分の賃料・管理費を納入する場合は、退館提示日以前に退館することができます。
(2)退館月の賃料、管理費、水道光熱費、電話基本料、食費は当該 1 ヶ月分を頂きます。
(3)退館する際は、室内のクリーニング費用として 30,000 円（税込）をご負担頂きます。
(4)退館する際は居室及び備品を引渡して頂き、破損又は紛失があれば、実費を保証金より弁償して頂きます。
(5)退館する場合は名目の如何を問わず立退料、又は物品の買取り等、その他一切の請求をすることはできません。
(6)在館期限は、契約終了の年の 3 月 20 日となります。

再 契 約

- ①契約期間は 1 年又は 2 年となります。契約終了半年前に、当会館より契約終了又は再契約の確認の案内を行います。再契約を希望した場合は、再契約料をお支払い頂き、新たに再契約手続きを行います。
②契約終了後、再度契約する場合はその年の入館要項に準じます。

連 絡 先

音羽女子学生会館 管理事務室

TEL. 03-3943-0311

FAX. 03-3941-4606

受付時間：平日 9:00～17:30